

令和元年第4回常陸太田市議会定例会会議録

令和元年12月13日(金)

議事日程(第5号)

令和元年12月13日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第92号ないし議案第112号
請願第3号
- 日程第 2 議案第113号 常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員
で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第114号 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)について
議案第115号 令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
について
議案第116号 令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)につ
いて
- 日程第 4 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第113号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議案第114号ないし議案第116号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議員派遣(採決)
- 追加日程 議員提案第2号(提案理由説明・採決)

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	5番	藤田謙二	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	13番	茅根猛	議員
14番	川又照雄	議員	15番	後藤守	議員
16番	黒沢義久	議員	17番	高木将	議員
18番	宇野隆子	議員			

欠席議員

4 番 諏 訪 一 則 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
石 川 八千代 教 育 長	加 瀬 智 明 政 策 推 進 室 理 事
綿 引 誠 二 総 務 部 長	武 藤 範 幸 企 画 部 長
鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長	岡 部 光 洋 保 健 福 祉 部 長
根 本 勝 則 農 政 部 長	小 瀧 孝 男 商 工 観 光 部 長
真 中 剛 建 設 部 長	磯 野 初 郎 会 計 管 理 者
江 尻 伸 彦 上 下 水 道 部 長	宇 野 智 明 消 防 長
生 天 目 忍 教 育 部 長	弓 野 政 人 農 業 委 員 会 事 務 局 長
柴 田 道 彰 秘 書 課 長	塩 原 正 己 総 務 課 長
江 幡 治 監 査 委 員	

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	鴨 志 田 智 宏 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

午前 10 時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

便宜欠席議員の名前を申し上げますからご了承願います。

4 番諏訪一則議員，以上 1 名であります。

よって，定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

○成井小太郎議長 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 92 号から議案第 112 号まで並びに請願第 3 号，以上 22 件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長，菊池伸也議員の報告を求めます。9 番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） 皆さん、おはようございます。総務委員長の菊池伸也です。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和元年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告します。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第92号常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第93号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第97号常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、原案可決すべきものと決定。

議案第99号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、原案可決すべきものと決定。

議案第107号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 次、文教民生委員長、川又照雄議員の報告を求めます。14番川又照雄議員。

〔文教民生委員長 川又照雄議員 登壇〕

○文教民生委員長（川又照雄議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和元年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第94号常陸太田市保育所設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第100号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第101号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第105号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第106号市有財産の貸し付けについて、原案可決すべきものと決定。

議案第108号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

次のページにまいります。

議案第109号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第3号教育予算の拡充を求める請願，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 次，産業建設委員長，藤田謙二議員の報告を求めます。5番藤田謙二議員。

〔産業建設委員長 藤田謙二議員 登壇〕

○産業建設委員長（藤田謙二議員） 産業建設委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和元年第4回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第95号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第96号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第102号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

議案第103号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

議案第104号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

議案第110号令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

次のページにまいります。

議案第111号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第112号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第93号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第94号常陸太田市保育所設置条例の一部改正について、議案第95号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第96号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第97号常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第99号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、議案第100号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第101号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第102号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第103号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第104号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第105号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第106号市有財産の貸し付けについて、議案第107号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、議案第108号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第109号令和元年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第111号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第112号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、以上21件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第112号まで、以上21件については原案可決することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号教育予算の拡充を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については採択することに決しました。

日程第2 議案第113号

○成井小太郎議長 次、日程第2、議案第113号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

令和元年第4回常陸太田市議会定例会追加議案書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

議案第113号は、常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、職員給与について人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、本市職員の給与を改定するため、関連条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容が多岐にわたりますので、お配りいたしました資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、令和元年第4回常陸太田市議会定例会追加議案第113号資料をご覧ください。

今回の条例の改正は大きく2点ございます。

1の民間給与との較差等に基づく給与改定と、2の給与制度の改定でございます。

まず、1、民間給与との較差等に基づく給与改定の(1)一般職でございますが、①給料表につきましては平均改定率0.1%、平均329円を引き上げるものでございます。

なお、米印1にございますように、改定に当たりましては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を大卒で1,500円、高卒で2,000円の引き上げといたします。なお、若年層に配慮しているため、今回の改正に伴う引き上げの効果は30歳代前半までの職員に限られ、それ以降の職員につきましては変更がございません。

また、米印2でございますが、消防職給料表及び医療職給料表につきましても、行政職給料表と同様の扱いといたします。

次に、②期末・勤勉手当でございますが、現行、年間4.45月分のところを、0.05月分引き上げ、4.5月分に改定するものでございます。

なお、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとし、表の網掛けにございますとおり、令和元年度は12月期勤勉手当に配分し、令和2年度以降は勤勉手当を6月期と12月期に平準化して配分することといたします。

表の下段の米印でございますが、再任用職員につきましては、据え置きとなっております。

③実施期間でございますが、平成31年4月1日に遡及して実施をいたします。

次に、(2)特別職でございます。

①期末手当でございますが、現行、年間3.35月分のところを、0.05月分引き上げ、3.4月

分に改定するものでございます。

なお、表の網掛けにございますとおり、令和元年度は12月期末手当に配分し、令和2年度以降は6月期と12月期に平準化して配分することといたします。

②実施時期でございますが、令和元年12月1日に遡及して実施をいたします。

続きまして、2の給与制度の改定についてでございます。

①住居手当の改定でございますが、国の改定に準じまして、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円を1万6,000円、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円を2万8,000円と改定するものでございます。

②実施時期でございますが、令和2年4月1日より実施いたします。

なお、参考でございますが、本条例の改正に伴う給与増加額は、1,518万7,000円でございます。

追加議案に係る私からの説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） おはようございます。18番日本共産党の宇野隆子です。

議案第113号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。

議案の質疑ということで、2点通告をしておりますけれども、ただいま議案についての説明の中で私の質疑については了解をいたしましたので、答弁は結構です。

質疑を終わります。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第113号については委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

議案第113号について、討論の通告がありますので発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第113号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

人事院勧告についてですけれども、官民較差に基づいた初任給は、先ほど議案の説明でもありましたけれども、大卒で1,500円、高卒で2,000円の引き上げがされました。それを踏まえた若年層については賃金の引き上げがされております。それでも不十分だと言えます。30代半ば以降の中高年層職員への賃金引き上げは、官民較差が小さかったことを理由に改定が見送られております。俸給全体の改定が見送りされております。中高年職員の重責、能力から言っても、賃金の引き上げはすべきであると私は考えております。

又、特別職の市長、副市長、教育長については、5%の月額給与削減は承知しておりますけれども、今回の人勧の中で期末手当が引き上げられておまして、それに連動して議員の期末手当も引き上げられることとなります。これについては、本市の場合には議案が一本化ということになっておりますので、私は、特別職の職員、又、議員のこの期末手当については、今の貧困と格差の広がりの中で引き上げなくてもよかったのではないかと、このように思っております。

ただ、今回の人勧のことについては、若年層の初任給、それから賃金の引き上げ、これらについては賛成をしたいと思っております。

問題も人勧への要求と言いますか、問題も指摘しながら、この本市における人事院勧告に準じた条例の改正そのものには、賛成はしたいと思っております。

以上を持ちまして、私の反対討論を行います。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○18番（宇野隆子議員） 私の議案第113号についての議案について、賛成の立場から討論を終わります。

○成井小太郎議長 以上で討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第113号常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第113号については原案可決することに決しました。

日程第3 議案第114号ないし議案第116号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第114号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第115号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について、議案第116号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の令和元年第4回常陸太田市議会定例会追加議案補正予算書をご覧願います。

補正予算関係議案の3件でございます。

今回の補正は、一部を除きまして、給与改定に伴うものでございます。

なお、企業会計及び後期高齢者医療特別会計におきましては、改定額が少額であるため、現計予算での対応となっております。

1枚おめくり願います。

議案第114号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,438万9,000円を追加し、総額を282億3,645万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

19款繰入金の補正につきましては、今回の補正財源といたしまして、財政調整基金繰入金4,438万9,000円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

各費目における給料、職員手当等の補正につきましては、職員の給与改定に伴う所要額を追加するものでございます。

いずれも同様の内容でございますので、款項目の説明は割愛をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

3段目の3款4項1目災害救助費11節需用費2,955万7,000円の補正につきましては、専決処分をさせていただきました第4号及び第6号補正において計上いたしました台風第19号による被災住宅の応急修理費について、受け付け期間が延長されたことに伴い、50件分を追加するものでございます。

応急修理費の受け付け期間につきましては、災害発生の日から1カ月以内と定められておりますが、国において被害の甚大さを考慮し、11月1日付で1カ月延長したものでございます。

議案第114号は、以上でございます。

続きまして、議案第115号及び議案第116号につきましては、特別会計における補正予算でございます。

いずれも歳出において職員の給与改定に伴う所要額を追加し、歳入において一般会計からの繰入金を補正財源として追加する内容でございますので、款項目の説明は割愛させていただき、補正額及び補正後の総額につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第115号は令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ32万1,000円を追加し、総額を57億4,584万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第116号は令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ26万2,000円を追加し、総額を61億1,172万6,000円とするものでございます。

補正予算の追加議案に係る私からの説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号から議案第116号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第114号から議案第116号まで、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第114号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第115号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第116号令和

元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第114号から議案第116号まで、以上3件については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員派遣

○成井小太郎議長 次、日程第4、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

○成井小太郎議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第2号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが、提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第2号

○成井小太郎議長 議案を配布いたします。

〔事務局議案を配付〕

○成井小太郎議長 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。14番川又照雄議員。

〔14番 川又照雄議員 登壇〕

○14番（川又照雄議員） 議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第2号について、文書の朗読をもってご提案を申し上げます。

議員提案第2号教育予算の拡充を求める意見書の提出について。

上記について別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和元年12月13日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、川又照雄。賛成者、同じく諏訪一則、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく深谷秀峰、同じく小室信隆。

提案理由。国会及び政府においては、計画的な教育環境の改善と教育予算を確保・充実させるよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮している。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、教職員の定数改善を行うことで、教職員の働き方改革もすすみ、余裕を持って学校教育にあたられるようになり、教育の質を高められる。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。

国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれて、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記。1つとして、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年12月13日。常陸太田市議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛と

なります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま議題になっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

○成井小太郎議長 以上をもって今期定例会の議事はすべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 令和元年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会では専決処分の報告、条例の制定や一部改正、公の施設の指定管理者の指定、令和元年度各会計の補正予算など、合計34件につきましてご審議をいただきました。すべての案件につきまして、原案のとおり承認可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見、ご要望につきましては、その対応に十分に留意しながら、市政運営に取り組んでまいります。

初めに、台風19号で被災をされた市民の皆様への支援でございますが、既に広報誌やホームページ等において、各種支援制度の周知を図っているところでありまして、10月28日に開設しました被災者支援の市民相談窓口には、これまでに約400名の方々にお越しいただき、支援制度の内容や各種手続につきましてご相談をいただいております。市といたしましては、何よりも台風19号による被害からの復旧復興を最優先として、被災者に寄り添った丁寧な対応を心掛けてまして、一日も早い生活再建、復興を達成しますために、スピード感を持って引き続き全力で取り組んでまいります。

さて、国会におきましては、相次ぐ自然災害からの復旧や海外経済の不透明感、東京五輪パラリンピック後に見込まれる景気の落ち込みに対応いたしますために、事業規模26兆円の経済対策を閣議決定をいたしました。

本年度の補正予算（案）と来年度当初予算（案）を15カ月予算として一体的に編成をするものでありますが、こうした国の予算編成の動向をしっかりと見極めながら的確に対応してまいりたいと考えております。

また、現在作業を進めております本市の新年度予算編成におきましても、消費増税による地方自治体の歳入歳出両面への影響や、地方財政対策における地方財源の確保、制度の創設、改正等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

結びとなりますが、年の瀬を迎えまして寒さも一段と厳しさを増す時期となってまいります。議員の皆様におかれましては、健康に十分にご留意をいただきまして、来るべき新しい年が希望に満ちた輝かしい年であることを心からご祈念を申し上げますとともに、市政進展への取り組みになお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 今期定例会は12月2日から本日まで12日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和元年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員